

特記仕様書

- 1 業務名 デマンド乗合交通「もーりーカー」制度改善調査業務
- 2 履行場所 守山市内
- 3 履行期間 令和7年契約締結日から令和8年2月6日まで
- 4 業務概要 業務内容および特記事項は下記のとおりとする。

記

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、デマンド乗合交通「もーりーカー」制度改善調査業務（以下「本業務」という）に適用する。

本特記仕様書に明記していない事項または疑義を生じた場合および仕様書に変更を要する場合は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、現行のデマンド乗合交通「もーりーカー」のさらなる利便性向上に向けた制度改善のための現行制度の分析・調査等を行う。

(協議)

第3条

- (1) 業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針および条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第4条

- (1) 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 1. 業務概要
 2. 実施方針
 3. 業務工程
 4. 業務組織計画

5. 打合せ計画
 6. 成果品の内容、部数
 7. 連絡体制（緊急時含む）
 8. その他
- (3) 受注者は業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえでその都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

(瑕疵)

第5条 本業務は、作業完了後、発注者が最終検査を行い、それに合格した時点で完了とするが、完了後に瑕疵が発見された場合、受注者の負担により、速やかに誠意をもって訂正・補足等を行い、納品しなければならない。

(資料の貸与)

第6条 本業務の履行のために必要な資料を、発注者は受注者に貸与するが、本業務完了後、受注者は速やかに発注者に返還しなければならない。電子データについてはこの限りではない。

(機密の保持)

第7条 本業務に関して知り得た事実は機密を厳守するものとし、無断で他に漏らし、利用してはならない。

(疑義)

第8条 本特記仕様書に定めのない事項、または業務遂行の過程において本特記仕様書の内容もしくは解釈について疑義が生じた場合には、発注者と受注者で協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。

第2章 業務内容

(業務の内容)

第9条 次の業務を行うこととする。

(1) 現状の利用実態の分析調査（需要側の調査）

令和6年度および令和7年度6月頃までの利用実績データからOD別（発着地別）利用者数の集計、その結果をネットワーク上に落として見える化を図る。（利用者の年代、利用の多い停留所・施設・区間・時間帯など）

(2) 見直し内容の検討と評価

現状の利用実態等を踏まえた見直し内容について、検討・分析や評価を行う。

ア 想定される見直し案の検討

(ア) 借り上げ方式の導入

(イ) 一部定時定路線化

(ウ) 利用要件の見直し

(エ) AI オンデマンド・アプリ導入・キャッシュレスの導入

(オ) 窓口一元化

(カ) その他

(キ) (ア)～(カ)の導入に伴うサービスレベルの見直し（目的地増設、ダイヤ等）

イ 借り上げ方式の検討

借り上げとした場合の必要台数・必要な車種、借り上げ台数別（令和6年度の稼働台数を基準とし増減した場合）のサービス水準の検討、借り上げ方式とした場合の費用の算出

ウ 一部定時定路線化の検討

1のネットワーク分析結果をもとに需要の多い路線の抽出と定時定路線導入可能性を検討する。（ルート最適化、台数、利用者数（1台あたり））また、もりーカーと路線バスとの競合状況について分析を行う。

エ 利用要件の見直し・サービスレベルの見直し

現在の個人属性別の利用状況等から見た意向等を踏まえて利用要件の変更可能性について検討を行い、変更した場合の需要の見通しについて検討を行う。

利用者像等を踏まえて、サービスレベルの見直しについて検討を行う。

料金について複数パターンを検討し、各案の収入額を予測する。

オ AI オンデマンド・アプリ導入・キャッシュレスの導入、窓口一元化等の検討

利用可能性や必要性を検討する。

カ 運行費用と運賃収入等の概算

上記の検討を踏まえ、借り上げ方式や定時定路線を導入した場合、利用要件を拡大した場合、料金体系を変更した場合等のケースを想定して、必要運行経費と運賃収入等の概算を検討し、整理する。

キ 見直し内容メニューにかかる評価の実施

上記の見直し内容について、実施した場合に想定されるメリット・デメリットを整理するとともに、見直しにともなうバス等を含む他の公共交通への影響分析を行う。

見直し（案）の実施が困難な場合は、次善策を検討する。

(3) 導入スケジュール・経費の検討

制度改善内容を踏まえ、効果的な導入スケジュールおよびそれに伴う経費について検討を行う。

(4) もりーカー乗降場所の分析調査

乗降場所をネットワーク上に落とし込み、見える化を図り、居住状況を踏まえる中、乗降場所の適正化を図るための分析を行う。

(5) 業務のとりまとめ（報告書の作成）

(6) そのほか

下記内容については、発注者が行うものとし、調査結果等については受注者と共有することとする。

ア 現状の運行実績に関する実態調査（供給側の調査）

(ア) 運行にかかる車両台数、車種、オペレーターの対応人数等の整理（データは事業所から入手）

(イ) 現行の運用における問題点と課題の整理

イ 事例調査

他地域の導入状況、最近の取組、AI オンデマンド、アプリ導入、キャッシュレスに取り組む地域の実情について調査

ウ タクシー事業者ヒアリング

見直し内容（案）に対する意見等の聞き取り

（業務スケジュール）

第10条 下記のスケジュールを基本とし、進捗状況については、受注者が発注者に対し適宜報告を行うこととする。

期間	内容
業者決定後（5月下旬）から8月上旬	利用実態の分析調査、乗降場所の分析調査
8月中旬から令和8年1月上旬	見直し（案）項目出し、見直し内容の分析・評価、見直し内容まとめ（業務スケジュール・経費）
令和8年2月上旬	報告まとめ

（そのほか）

第11条 発注者が想定する見直し内容以外に、効果的な見直し方法等がある場合には、積極的に提案を行うこととする。